電信

第六号　二十日午前二時

此電時機面白からざれば當月廿二日迄発行見合申候

高橋

日本銀行

(17)

高橋副総裁へ

十月二十日　午后一時三十分

発信

第四号

政府ヨリ左ノ通発電被命タリ

来電第五号領承御苦心推察ス当方モ亦

常ニ苦心ス乍併来電ノ如キ条件ニテハ甚不

利益ナル故不得止来春ヲ待ツノ外ナシト決心セリ

但シ前電申上ル通政府ハ四分利付公債発行

ヲ以テ第一ノ希望トスル故其御含ミヲ今ヨリ徐々

地盤ヲ作ル様尽力有之度

高橋副総裁 一

十月二十日午后三時

発信

第五号

政府ヨリ左ノ通発電被居タリ

明治四十五年度ノ概算ハ殆ト全部各省ヨリ提出セリ戦時中止ノ事業復興若クハ戦后ニ於ケル事情ニ伴フ新事業計画等ノ為多額ノ経費ヲ計上シアリテ既定ノ歳入額ヲ超過スル事頗大ナルモ政府ノ意向ハ御出立ノ際内談ノ方針ニ従ヒ適宜取捨スル考ナリ尤モ今年ノ議会召集ハ遅延シテ十二月末トナリ議事ヲ開クハ来年一月二十日過トナルヘシ而テ大蔵省ト各省トノ

間ニ豫算ト交渉遲延ニハ種々議論ヲ生シ多
少不平ノ説新聞紙上ニ現シ悲觀ノ報道貴
方ニ傳ハル事アルヘキニ付為念電報ス

高橋副總裁ヨリ

十月二十六日 午前一時

受信

第七號

貴電第四號領承

此號ノ

当電信號ノ落手日本興業銀行假株券ハ横濱正金銀行倫敦支店ニテ發行セシモノニシテ正金銀行倫敦支店ニ於テ適當ノ時機ニ廣告ニヨリ本株券ト引換ヘル事ノ明文アリ且本株券ニハ英國ノ印紙貼用ヲ要スル故何人ト雖モ日本ニ於テ直ニ本株券ト引換ノ請求權ナシ右ゴルドン協議濟ナリ及帰スルハ

面白かるべく

高橋

(20)

高橋副総裁

十月二十三日午后一時

発信

第六号

政府ヨリ左ノ通発電被届タリ

国債ノ発行ヲ来春ニ延ハスコトニナリタル上ハ横濱

市債其他政府ガ外国ニテ発行ヲ延期セシメ置タル

地方債ハ多少物議モアルニ付此際其発行時

期ノ検束丈ヲ解除致度尤モ可成興業

銀行ニ依ラシムル積リ貴意如何

日本銀行

高橋副総裁へ

十月二十三日午后四時

発信

第七号

政府ヨリ左ノ通発電被届タリ

永井紐育領事代理ヨリ外務大臣宛左ノ通電報有之

本邦人間ノ事業勃興スルモ外債ハ尠モ纏ラス株式市況急落ニ沈滞早晩日財界大波瀾アルヘシト在東京通信者ヨリ倫敦デーリーテレグラフヘノ通信ハ当地ヘ今朝転電セリ倫敦市場ハ杞憂ヲ抱キ相場ニハ大変動ナキモ気配弱ク送信極塞第四号ニ準據シ處置スヘキモ尚帝心政府

ヨリノ来電トシテ當地月曜日午前九時マデニ當地市
場ニ於テ貴地現況ヲ案知セシムル道ヲ取リ度シ何
分ノ回報アリタシ
依テ近来金融界常ニ緩慢ノ為株式騰貴シ事
業ハ續々興リツヽアルモ其事業ハ概シテ有望ノモノナ
ルノミナラス事業家金融機関共ニ日清戦後ノ
事ニ鑑ミ十分警戒ヲ加ヘツヽアリ且外資ニテ募集セシ
ル地方債社債等ノ払込金ハ續々回金シ来リテ却テ
資金ノ潤澤ヲ患ル程故将来ノ金融恐慌ノ起ル
ヘキ模様無之トノ意味ヲ以テ返電ナシ置タリ
就テハ貴君ニ於テ必要ト認メラルヽナラバ右ノ含ミニテ
適當ノ処置有之度

(22)

高橋副総裁ヘ

十月二十四日午前六時

電信

第八号

當業者ノ京釜鐵事六分利付公債ノ始末片付前ニ地方債ヲ外国ニ持出ス事ハ政府ノ為メニモ又地方債ノ為メニモ甚不利益ナリ今后暫ノ所外貨借入ニ對シテ政府ニ於テ禁止的手段ヲ尽サザレバ遂ニ全体ノ信用ヲ失墜スル事トナルベシ

高橋

[illegible]

件 亦小松原ニ来訪シ[illegible]
[illegible]ヲ以テ[illegible]可否申談セ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
十五日午後[illegible]

[illegible]殿

高橋副総裁ヨリ

十月二十四日午前七時着

要信

沖九号

米電第七号既案當地ニテハ何等ノ関係モ無之

高橋

追加

午前九時着

永井電報中独逸従少コシモ握ラズトアルハ「デーリーテレグラフ」ニハ内地ニ於テ外貨輸入レ従不纏トノ意味ニ記載シアルヲ以テ當方ニテハ影響無之

高橋

日本銀行

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右ハ拙者方ニ而[illegible]

右之通

[illegible]

十四ニ十四日ニ[illegible]

[illegible]

高橋副総裁へ

十月二十四日午后発

発信

へ呈リ

添田総裁ヨリ左ノ通電報依頼アリ

当電ハ其ノ趣ハ了解セリ且同一ノ解釋ナリ

然ルニセール商會ハ一〇〇〇株ハ本年七月頃ノ

ゴルドン商會ノ指圖ニヨリ本邦ニテ渡スベキ旨

セール商會ニ承諾ヲ與ヘタリ此方ハ如何ニ可致哉

ゴルドン商會ト一應打合煩シ度

日本銀行

日本銀行

副総裁ヨリ

十月二十五日 正午

電信

ニテ

送金一件申越ノ一千株丈ハ当地ヨリ引換ノ

頃ト同時ニ当地ニテ渡サルベク其ゴルドン、セーん

協議済 但仮株券記名者ノ署名見本

ヲ代理店ヨリ取寄真偽鑑別ノ上引換

ラルヽコト必要ト存ス

高橋

日本銀行

高橋副総裁ヨリ

十月三十日午前七時

受信

第十号

英文国債法規中日本政府ト発行銀行ノ間ニ取結ダル契約ヲ掲グルハ面白カラズ殊ニクーンローブト英国発行銀行トノ間ニ取結ダル契約ハ純粋ノ私約ナルガ為メ不都合ナリ同テ当方ニテハ既刊分見合置度

高橋

[illegible]函館[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]十[illegible]

[illegible]之[illegible]

[illegible]

十四 月十日 午後十時

[illegible]

高橋[illegible]殿

(27)

高橋副総裁ヨリ

十月三十日午後八時半

電信

第十七号

英文國債法規印刷ハ今更取消出来ヌベシト考ヘ配付ッセザル様ニ倫敦ロースチャイルド及発行銀行ニ申出タリ、先ニ政府ヨリ発送セシ場所ヘ配付方見合ノ電報打成度存候

高橋

日本銀行

日本銀行

高橋副總裁ヘ

十月三十日午后四時三十分

發信

第八号

政府ヨリ左ノ通発電ノ趣申来リ

貴電第十号第十三号歐米英文國債法規

配布方見合ノ件夫々取計済

日本銀行

高橋副総裁ヨリ

十一月三日午前着

電信

第十二号

年内金利引下ノ模様無之公債モ年内見込無之候下係餘ハ巴里ヘ移送スルモ宜シカラサルニ付十一月六日ヨリ同地ヘ差向ケ可致

萬

稽劉[illegible]藏院

(30)

高橋副総裁殿

発信　十一月十三日午后三十分

第九号

政府ヨリ左ノ通発電被成タリ

明治四十年度予算ニ関シ大蔵省ノ調査ハ結了致セシ其計算ハ稍満足ナリ昨今大体ニ付各省ノ意嚮折合中陸海軍方面ニ就テ多少ノ難題アルガ如シ

日本銀行

受信

十一月十六日午前八時

第十三号

佛国政府人民好意以前ト同様ロスチャイルド（巴里）意見ハ時様不利ニ付此際何事モ見合居ルヲ可トスレ共是非決行ヲ急グナラバ英貨六分利公債（第一回）一千万磅丈此際償還公告スヘシ然レバ他ノ日本公債ニモ好影響有之ヘシ英貨六分利付公債（第一回）（第二回）二度ニ分ツ一時ニ償還セントスレバ金額過大ニシテ市場攪乱ノ恐有之英貨六分利公債第一回償還ニ要スル本資金ハ短期債券ノ方法ニヨリ自分募集借換ニテモ宜敷其余件ハ今日ナラバ五分利ニシテ一年償還ナラバ費用差引

政府手取金九七一四五年償還ナラバ印紙税多少ナル
ニ付政府手取金九六一/二ニテ協定出来可申ト云フ
ニ在然シ乍右借入金ヲナスハ不利益ト存候ニ付其
厚意深謝ト共ニ謝絶ノ訓電御願度又目下
ノ金融市場ニ拘ラス強テ求レバ貸金借換ニハ
如此道モ可有之候ニ付此際断然御決心相成在
外政府貸金ヲ見當トシテ先ツ一回分償還公告
発表ニ相成候事希望ノ至ニ不堪候幸ニ卑
見御採用相成候ハヾ公告手続等ハ御発表
前御打合御願度

高橋

(32)

受信

巴里 十二月十六日午后十一時発
東京 十二月十七日午后七時

本日倫敦ヘ帰ル

日本銀行

日本銀行

來信

十月十九日午后二時

第十号

政府ヨリ左ノ通電報御命令アリ

貴電第十三号[illegible]集明後年度豫算ノ閣議決定ハ尚多少ノ時日ヲ要スルノ事情有之右決定ノ上ニテ貴電ニ対スル回答ヲナスヘシ

ロスチャイルド(巴里)ニ対シテハ先以テ政府ハ深ク其多大ノ好意ヲ謝シ一時借入金ニ干テハ差向ノ処其必要無之旨ヲ傳ヘ置カレタシ又政府ハ貴君ガロスチャイルド(巴里)ヲシテ斯カル好意ヲ表スルニ至ラシメタル尽力ヲ感謝ス

発信

十一月十九日午后四時

とよう

大蔵大臣ノ内諾ニ拠レバ明治四十年度各省豫算

要求額ハ頗ル巨額ナリシカ其累大発ノ節ノ閣

議ヲ基礎トシテ之ヲ査定セリ怪テ各省事業

費中削減シタルモノ不尠陸海軍ノ要求中軍

備擴張ニ係ルモノモ削減シアリ此点ニ付テ未タ

評議不纏目下交渉中ナリ本件決定ニ至ラ

サレバ発電第十三号英貨六分利公債(第一回)償

還公告ノ件ニ対シテハ政府ヨリ術答難致但

今月内ニハ豫算ノ閣議決定ノ見込ナリ本件

ハ秘密トシテ御含迄ニ申進候

日本銀行

高橋副総裁へ

高橋副総裁へ

十一月二十七日午后四時

発信

第七号

大蔵大臣ノ内談ニ依レバ予算ハ交渉未タ纏マラズ尚多少遷延ノ惧アリトテ憂慮セラル

拙者ノ推測スル所ニ拠レバ大蔵大臣ハ財政上此際軍備拡張ヲ不利益トシ強硬ニ反対ヲ主張セラレ評議容易ニ纏ザルモノヽ如シ貴下ノ御含迄ニ申出置ク

高橋剛毅ヨリ

日本銀行

(36)

高橋副総裁ヨリ

十一月二十八日午前十時着

受信

往年

当電五号ノ趣旨ハ正ニ[illegible]軍備擴張ノ為メニ
豫算ノ缺損ヲ公債ヲ補フノ策ヲ執ラルヽカ
又ハ豫算ノ為メニ内閣動揺ノ端ヲ開ク事
アリテハ海外ニ於テ我信用ニ関シ甚憂慮ニ不
堪貴君ノ御含迄ニ申進候

高橋

髙橋則紀識

(37)

高橋副総裁ヨリ

十一月二十八日午后一時

来信

第十四号

香上銀行（倫敦）支配人ハ過日佛国大蔵大臣ヨリ招待
ニ接シ右会見ノ件ヨリ英国外務省ヨリ筆者ニ招待者ヘ
申出ニハ若シ日本人が英佛シンヂケートニ加入ノ
希望アラバ佛国ト接ジシテ直接自分方ヘ申出ラルヘ
事ヲ望ム旨懇談アリタリ此シンヂケートハ英米佛
ニテ組織スル積ナリシモ米国人ハ加入ヲ好ミ不申由
而シテ今日ニテハ多少白耳義人加入セリトモ餘リ利益
ノ目的無之様子ニ有之候御参考迄ニ申述候

高橋

日本銀行

高橋剛能識

高橋副総裁ヘ　十一月二十八日午后四時

発信

リ号

添田総裁ヨリ左ノ通電報依頼アリ

東京市会ハ総市街電気鉄道ヲ市有トスルヲ可トシ其提案ヲ市参事会ニ促ス事ヲ昨日議決セリ今日ノ処其成行全ク不定ナルモ買収資金三千七百万円ノ調達ニ付尾崎市長ヨリ内談有之又昨日セール商会キルビーヨリ資金調達上将来ノ協同ヲ申出タルニ断然協同ヲ拒絶致候趣御含迄ニ申進候

高橋副總裁ヨリ

日本銀行

高橋副総裁ヨリ

十二日午后七時

電信

第十五号

独逸銀行家ハ希望有之五六名ヲ十二月十九日当地出発伯林ニ赴キ一月五日頃マデ大陸旅行ノ予定ニ致シ居候　高橋

高橋副総裁殿

高橋副総裁へ

十二月廿五日午后六時

発信

第十一号

政府ヨリ左ノ通発電依頼アリ

明治四十年度予算ニ付キ電報ヲ感謝ス

右ハ陸海軍大臣ノ譲歩ニ依リ昨四日ノ閣議ニ於テ決定セリ予算ノ数字ハ整理済ノ上追テ通知スヘシ大体ノ方針ハ貴君出発ノ節ノ訓示ニ基キ明治四十年度四十一年度共増税並ニ公債募集ヲ避ケリ但同訓示ニモアル如ク三十九年度ニ要スル公債ハ之ヲ内国債トシテ募集シ又四十年度ニ於テモ鉄道電信及製鉄事業ニ要スル分約三千

万円ハ殖産ニ属スルモノニ対シ公債ニ依ル事トセリ陸
軍ハ前年度ノ経費ノ範囲ニテ拡張ヲ認メ海軍ハ
軍艦水雷艇補充基金繰入ノ範囲ニテ新艦
ノ製造ヲ認メタリ神戸築港大学及ヒ工業学校ノ
増設鉄道電話ノ改良等教育並ニ商工業ノ
奨励ニ関スル事業モ相当ニ認メタリ四十年度ノ
歳出ハ約五億九千万円ナリ右ハ鉄道国有ニ伴フ
経費並ニ前年度ニ於テハ臨時軍事費特別会計
ニ属スル経費ヲ成ル可ク通常会計ニ合算シタル
ニ因ル四十二年度以降ニ於テハ国運ノ進歩ニ伴ヒ
歳入増加スルノ方法ニ付テ考案ヲ要スルモ今日ニ
於テ豫メ決定ノ必要ナシト認ム右ハ現在ノ国
家状況ノ下ニ於テ為シ能フ最上ノ計画ナリト素

ヨリ財政上ヨリ論スレバ不満足ハ免レザレドモ之ヲ忍ブノ外ナシト決心セリ今年ノ貿易ハ非常ノ好景況ニシテ年末ニ至ラバ輸出超過ニ十八〆年ノ模様ナリ右ノ如ク豫算決定ニ付先電第十三号第一回六分利公債償還ノ公告ヲ決行セントスルモ他日ノ金繰上多少ノ懸念論アルニ付一応閣議ヲ経テ内実ヲ電スルニ付陛下ヨリ御下問ノ場合ニハ来春ニ至ラバ代公債発行ノ見込ナルベシト先君ニ於テモ信ズル旨ヲ奉答ニ差支無之哉為念返電ヲ俟ツ

貴電第十五号ノ御案右ハ好都合ナリ但佛国側ノ感情ト抵触不致様注意アリタシ

髙橋副総裁ヨリ

日本銀行

(41)

高橋副総裁ヨリ

十二月六日午后二時三十分

来信

第十六号

米電第十二号欽承六分利付公債償還代公債ハ五分利付ナラバ早クテ明年二月頃発行出来得ベク四分利付ナラバ早クテ明年四月頃出来得ベク又六分利付(第一回)償還公告ニ関シテハ来年一月ニ至リ市場ノ景況ニ依リ更ニ意見上申可致(一字不明)十一月二十七日第十四通ノ報告御高覧ノ上篤ト御詮議相願候

日本銀行

高橋副総裁、

日本銀行

高橋副總裁ヘ

十二月六日午后十一时

発信

第十二号

政府ヨリ左ノ通発電被命タリ
當地新聞ニ国庫債券三千万円発行ノ風説
ヲ掲載セシモ全ク事実無根ニシテ大蔵省証券
発行ノ誤聞ナリ右ハ国庫ノ金繰上此際発
行スルノ必要無之モ目下市場ノ金融頗ル緩
慢ニシテ株式熱企業熱等増長ニ物價騰貴
ノ趨勢アルヲ以テ通貨收縮ノ必要有之為発行
セルモノナリ
外ク豫算決定ノ模様不取敢電報致置キシカ歳計

総計ハ約五億九千万円余ニシテ之ニ対スル歳入ハ経
常四億二千万円臨時一億六千八百万円余ナリ右臨
時歳入ノ内約三千百万円ハ事業費公債募集金
三千万円ハ前年度剰余金九千三百万円余ハ臨時
事件費剰余金ニシテ其他ハ通常ノ収入ナリ以上
決定額ノ外多少ノ追加予算アルベキモ其金額尚
未定ナリ四十一年度ハ俘虜収容償還金其他歳
計剰余金等ヲ使用シ別ニ増税及公債募集ヲ為
サズシテ歳計ヲ立テ得ベキ見込ナリ
右御含迄申進置候 但四十一年度ノ事ハ秘密ニ取扱相成
度

(43)

高橋副総裁ヘ

十二月七日午前十一時

発信

第十三号

政府ヨリ左ノ通発電相成タリ

十月二十四日附第二回報告書中五分利ト

四分利トノ得失ニ関スル貴説ハ重要ナル参考

トナレリ

高橋副総裁へ

日本銀行

高橋副総裁ヘ

十二月八日午后四時

來信

奴号

大蔵大臣ヨリ来ル処ニ拠レハ

今日大蔵大臣参内ノ節六分利英公債借換ニ付貴君苦心ノ模様詳細奏上セラレタルニ　陛下ハ貴君ノ尽力ヲ御苦労ニ思召サル旨又成功ノ報告ヲ深ク御待遊サル旨ヲ大臣ヘ御物語アラセラレタリ

本件ニ付當方電信第十一号六分利英公債償還公告ノ件トハ関係無之

高橋副総裁ヨリ

高橋副総裁ヘ

十二月九日午前七時

受信

八号

貴電49号ノ趣謹ンデ拝承只恐懼感泣ノ外無之 大蔵大臣ヘ宜敷御傳言奉願升

高橋

日本銀行

高橋副総裁へ

高橋副総裁へ

十二月十日午后一時

発信

第十四号

政府ヨリ左ノ通発電訓令アリ

今般買収鉄道株式会社債務整理公債規程発布セラレタリ右ハ政府ノ引継ニナル高利ナル短期債務ヲ整理償還スル為発行スル公債ノ規程ニシテ既ニ買収鉄道株式会社ヨリ引継シタルモノ總額約三百万円ハ此際五分利公債ヲ発行シ全部額面金額ニ於テ引受ル計画ナリ右御含迄ニ申進ム

高橋劉綺識 一

日本銀行

高橋副総裁ヘ

十二月十一日午后一時

発信

第十五号

政府ヨリ左ノ通発電被命アリ

先ノ報告第六回返済手

高橋副總裁 一

日本銀行

48

高橋副総裁　一

十二月十六日午后六時卅分

発信

第十六号

政府ヨリ左ノ通発電相成タリ

南満州鉄道会社成立ニ付後藤総裁ヨリ社債発行ニ関シ申出ノ次第有之右社債ノ事ハ若君出発ノ節熟談致置タル通ニテ国庫ノ金繰上ニモ少カラサル関係有之ヲ以テ公債借換ノ仕事ト抵触不致限リ可成速ニ発行致度就テハ御異存ナクバ左ノ意味ニテ貴君ヨリ「シップレー」ヘ電信ニテ問合相成度尤モ深田ヲ当事者トシテ委任スル考ニテ立案致シ候ヘ共

日本銀行

他ニハ善キ御考モアレバ腹蔵ナキ意見御申出方ニ致
「ハリマン」ヘハ別ニ何事モ申入サル積リ
南満州鉄道会社成立ニ付同社社債八千万円募
集ノ儀同社総裁後藤男爵ヨリ政府ニ申出タリ
仍テ政府ハ本年三月貴君ヨリ阪谷大蔵大臣ニ提
議ノ趣ニ係リ貴君ニ於テ引受ヲ望ルヽヤ否慥ム
ベキ旨拙者ニ訓令セリ就テハ貴君ノ右社債引
受ニ関スル意嚮並ニ根本条件拙者迄申越
有之度政府ハ拙者ノ申達ヲ待テ今回添田
興業銀行総裁ガ倫敦ヘ赴ノ途次同人ヲシテ
紐育ニ於テ詳細商議ヲ為サシムルノ考ナリ右社
債ハ議会ノ協賛ヲ得タル上ハ政府ニ於テ利子仕払
保証ヲナセシ尚必要ノ場合ニハ元金仕払ノ保証ヲナス筈ナリ

高橋副総裁ヨリ

(49)

高橋副総裁ヨリ

十二月十二日午后七時

電信

第十七号

貴電第十六号御申越ノ問題ハ今日之ヲ口外スベキ時機ニアラザルノミナラズ未タ直ニ実行ノ運ニ至ラザル事柄ニ向テ借金ノ約束ヲ為サバ政府前途ノ仕事ニ害アルノミヲ生ス元利保証ノ件ハ議会ノ協賛ヲ経テ後海外資本家ニ於テ之ヲ要スル事ニ相成候又金融市場ノ景況ハ変ジ易キモノ故数月先ノ事ヲ責任ヲ持テ予約セシムル事ハ出来難ク去レバ条件附ニテハ直ニ実行シ得ベキ事実問題ニ非レバ価値アル御返ハ出来ザル者ト御承知相成度又南

満州鉄道会社々債ハ日本政府ガ元利保証スル上ハ
外国ニテ借金ノ出来サルカト云フ疑念ハ全ク無用
ニシテ唯其条件ノ如何ニシテ市場ノ状況ニ由ル者ト
御承知相成度又深田氏出張ハ右議会ノ協
賛ヲ待タル上ニ非レハ却テ不利益ト存候
愚見右ノ通ニ付乞フ閣下方ハ右提案ヲ御再
考奉願候又右ノ如ク多額借金ノ必要有ニ拘
ラズ電気鉄道抔等ノ為メ新ニ東京市公債ヲ
持出トカ又ハ其他外債借用ノ説ノ一時ニ多ク
現ルヽハ徒ニ海外ニ於ケル日本ノ信用ヲ害スノミナレバ
万事御注意奉願候

高橋

高橋副総裁へ

十二月十三日午后二時

大野代

第十七号

政府ヨリ左ノ通電報来リ

米電第十七号錦愛南満洲鉄道会社社債

ニ関スル貴見委細承知ス

米電末文外債云々ノ事ハ当方ニテハ漸次下

火トナリツヽアリ又東京市電気鉄道市有

問題ハ或事情ヨリ生ジタルモノニシテ今日ニテハ

未タ重キヲ置クニ至ラズ

高橋副総裁

日本銀行

高橋副総裁ヘ

十一月十三日午后三時

発信

第十八号

政府ヨリ左ノ通発電被命タリ

第六回報告サレタシトノ件今日伊藤侯ニ面談致置タリ其回答ヲ待テ更ニ書面ニテ申送ベシ同侯ノ談ニ依レバ既ニ疏通シツヽアルモノヽ如シ

日本銀行

高橋副総裁

日本銀行

(52)

高橋副総裁へ

十二月十四日午后二時

発信

ル号

深田総裁ヨリ左ノ通電報依頼アリ

大阪市ニテ三千万円餘ノ外債計画アレトモ現在内外状況ニ於テ濫リニ外国市場ニ持出スヲ不得策ト考ヘ外債ハ興行ニテ他日盡力スル事トシ興行ノ餘裕金等ヲ以テ一千五百万円位ヲ一時融通スルノ計画ヲ立テ假契約ヲ結ヒタルモ果シテ政府ノ承認ヲ得ルヤ否ヤハ未定ナリ

高陽副領武

日本銀行

高橋副総裁へ

来信　十二月十五日午后着

直写

大蔵大臣ノ請ニ依レバ
「テレグラフ」通信員「ロートレ」ハ英国ニ呼戻
サルヽコトナリ又「ジヤパン、ガゼツト」ノ主筆及「サ
ミエル」商会ノ「ミツチエル」両人モ不日帰英ノ筈
ニ付右両人ニ於テ徒ニ不快ヲ懐カシメサル様多
少ノ手段ヲ取ベク考ツヽアリ
右御含迄ニ申進ム

日本銀行

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]　　　　十八年十月四日午後

[illegible]殿

高橋副総裁ヘ

（十二）十月十八日午后六時

発信

第十九号

政府ヨリ左ノ通発電相成タリ
大蔵大臣ハ当月十七日附ヲ以テ伊藤統監ヨリ
左ノ通牒ヲ得タリ
サルターレルノ件統監府ト在京城仏国総領事
トノ間ニ妥協的解決ニ進ミツヽアリタル処尚ホ
照会ノ趣モ有之故早速右仏国総領事
ニ対シ左ノ通確答致ス事ニ決定セリ
当方ハ従来ノ特許条件ヲ其儘承認スル
コトニ異議無之但先方ニ於テ条件修正等ノ希

請求之バ当事者又ハ其代表者渡韓ノ上双
方ノ合意ヲ以テ協定スベシ
不取敢右電報ス 貴君ハ此趣ヲ相手方ニ伝達
セラルベシ 委細ハ郵便
又公債借換ニ付四歩半利付ニテ政府手取八十
九半ナラバ引受希望者アル由内密ニ早川鉄
治ヨリ総理大臣ヘ申出タル由ナリ相手ノ名前ハ
明言セザルモ多分スペイヤーノ手筋ナラント想
像セラル右ハ体善ク断リ置ベク
此含ミ迄申進候

高橋副総裁へ

十二月廿日午后三時

発信

沖二十日

政府ヨリ左ノ通発電被成候由

早川鉄冶ハ新聞紙ニ対シ自分ハ欧州大陸ノ資本家ノ依頼ニヨリ四歩半利付政府手取九十円ニテ三四億円ノ公債応募ヲ政府ニ申込タルニ大蔵大臣ハ高橋副総裁ノ公債談進行ニ障ル旨ヲ以テ拒絶セリ高橋副総裁ノ公債談ハ遠カラスヨリ宜キ条件ヲ以テ成功スルナラント云々ノ旨ヲ発表セリ右ハ事実相違シ政府ハ公債談ハ総テ貴君ニ依頼シタルカ故ニ当方ニテハ何等ノ交渉ニ応セズ

日本銀行

トソ旨ヲ答タルナリ又早川ハ先方ノ相手ハスペイヤー
商会ニアラサル由申居候
右御含迄申述候

吉井理事ヘ

十二月廿六日午后四時

発信

廿

去十二月十五日発電信落手其旨大蔵省ヘ申上
置キ同省ヨリ返事アリ次第申遣スベシ尤モ
公債償還ノ事ハ單ニ該公債ノ借換ノ事ニ止
マラズ内外ノ状況及将来我財政経済上ノ全般
ヨリ打算シテ計画セラルヽ事ニ付貴意ト同カラザル
モノアルモ不得止次第ト御承知ヲ乞フ依テ此旨
内報ス委細ハ郵便
尚君御病気如何加養御成度

松尾臣善

斯ル處右安平貯ヲ能ハ據ル儀實ハ何

件通去ル新紙幣ト旧件當地ニ於テ手公債の

事ニ要シテハ精神ニ新紙幣ヲ売指去ル候

ニ付持参ル總ニ中ニスルハ必要

為め點

私儀去ル安政年間ニ従ハ拙者儀電信ヲ研究
伝通有る新線截と同件当地ニ於て公債の
事ニ至リてハ精研ニ新線截ヲ清排去候て路
ニ付拙者より彼国中ニ於ける必要之事情共未詳の
為め既ニ辞し存候得共備越ニ及ばず営業ニ要
見込つ中ニ候

朝鮮会社安寧ニ就テハ拙者儀當行ヨリ種々何
付通告有之新紙幣ト同付南地ニ於テモ公債ノ
事ニ至リテハ精細ニ新紙幣ニ付指告有之候
ニ付拙者ヨリ彼国ヘ申上ゲル必要無之ト存候ニ付
爲メ勘定ヲ清算致候ヘ共余リ遅延セズ管理ニ要
見込ニ付其筋ニ於テ一層ノ様
不堪希望候
要スルニ今ハ時機ノヨロシクナルヲ待チ何事モ手ヲ下
サズニ傍観致居候ハ目下十分ノ希望
差上グレバ一日ヤ二日ニ好時機来ラズ共一年
ヤ二年ハ知ラヌ顔シテ経過シ（御保存新紙）戦争準備ニ
年月ノ内ニ到ル迄ノ公債ハ即時事件ニ付何分ニ
モ来ズ清算ニ至ラヌ為ニ拙者ニ御報シ被下年月

T. YOSHI

T. YOSHII.

を以て一其の償却を自然に待ち時日の経過と共に
市價昂騰するは殆ど疑なき事に候得は其時を
御期待相成るのが我公債の為に最良なりと
確信致し居り斯くては餘り優長なる御成功に
有之候へ共今度御採用難相成儀に候はゞ責めては
第一四の好時機至ると共に御抱相成候と存候
即ち第一回の好時機至る節は第一回六分利公債
を全部償還し御整理の目的を御完め相成る其第
二期は現金償還より四分利新債にて引換になると云ふ
事を此度とし其節の其償還四分利公債を土台
として引換の条件を定め「第一回六分利公債の所有者
にて希望の向へは四分利公債時価の割を以て引換へ
可致事何月何日を限り出ずべし引換期済の分は其何月

T. YOSHII.

投資償還によらずして引換へ好ましからざる新債を出す日本不利公債をして一般公衆の手に同化せしめ一般の施設を便ならしむるの利益比較的大なりと信じ候

T. YOSHII.

何日（即六ヶ月後乃至九ヶ月后）投資公債償還を要し」と云ふ主
味なり公告を発せしめられ候新旧の手形其の事
を第一回の好時機来るを待たるべしと云ふ理由ハ今
日の実況デハ何分にも右引換条件を定むる手段
なる不利を見るを甘ンじねばならぬのみならず右様にて換言すれ
ば第一回の好時機来るまで待てば引換条件を定むる
事も比較的政府の利益多しと信ぜずればなり又
イキナリ現存償還と云ふ事にせずして先づ中途手段として
て新旧不利公債引換方を生ずる丈ヶ努めんとするハ
折角公不利公債を所謂日本公債と称する所の
存する償還とハ生ずべく縁の薄まる様に陥る事
全体の上に不常な利益多けれバなり加之新債を
以て引換を為すと云ふ事ハ好ましからぬ結果であり又

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

T.YOSHII.

売手募債の内イクラ引換出来可申哉不存候へ共イクラでも
出来た丈ケハ現金を勘定いたし候而僅ニ其丈
ケハ市場金融上ニ波紋を省減する利益も有之
殊ニ在引換ニ際しては新債発行ニ伴ふ多数の手
を考へて少しくブロカー共ニ手数料を餘計ニ出度
義ニ存候へハ此際多額の引換出来候様存候此の
ブロカーの手数料為替のものハ一寸考ふれバ徒らニ捨て
金を為すが如くも思ハしむれ共其のキヽメハ私共存するも
なるハ従年ゴッシェン氏が英国コンソル公債引換の実例
ニ徴しても明瞭なる事と存候第一回の好成績ニ鑑
ニ整理方を第一回ニ於て利付公債の三ニ止め第二回ニハ
跡廻ハしニ致し度候と希望致居候ハ第一回分ニ及ぶ [illegible]
金額も手募債ニ相成引換ニ希望者甚ダ少かるべし

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

副総裁ノ件
当局ニテモ此様
ヲ取計ヒ得ベク
候ニ付御承知
ニハ御異議
ナキ事ト

T. YOSHII.

場合ニ於テ現金償還ヲ為スベキ資金他ニ求メ得ベキモ其レ
総テノ金高ハ政府ノ日本銀行ノ準備並ニ所有資金ニ於テ
ラクニ之レヲ繰合セ可キ事ナルニ付テハ為替差支アルマジト存候
ニ付総テ関係者ヲ用心深ク致シテ集ムベク第一ノ目的地
ニ満洲开ルヲ避ケントノ件ハ決定ニ有之候且ツ第一回分ノ利
付ニ付テ募集ヲ試ミラレ候節ノ如キニ付テ募集ニ付
事ニ御観察モ出来候得ニ付我国ハ右ニ付テ募集史ケ
ニ付テモ未来ニ於テ事ニ当リ財政ノ策ハ存候
公債ノ事務ニ関シテハ我国ヨリ何等ノ権限事務ヲ
義務ニ有セザル所ニ従ヒ之レヲ言フハ僭上ノ恐レ有
之候然レドモ我公債政策ノ基礎ヲ定メラレンコトハ
大事ノ場合ニ於テハ献替ノ誠意ヲ陳ジ第一ノ任務ト
存ジ候ハ自ラ心得違ニ有之候間敢テ申上候

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

T. YOSHII.

右斯く微意を陳述仕候得共乱筆へも無要領候
尚ホ附言致シ度キ希望仕候
又今日の如き場合と雖も将来ニ於ても拙者の個人的希望ハ甚ダ
意味の安全と将来ニ於ても薫子ニ一層御高配の恩恵
を享けて雀躍仕り甲斐ありて大学者等の出来候
とやらんを用意致し候て引続き常策の為ニ接し候へ
若其設公債事務整理の為ニハ神野書記官特ニ
派遣被成副総裁も特別の出席任を受けられて
尚政策被成代理者総督役として柳谷秘書官
我も当局中専策せられ何事ニ於ても親密ニ致候も
拙者の常策を要せらるる事情ハ全く識者ニ於て殆ど
副総裁の常策ハ到底長く続かざるを得ざるハ
拙者の見る所ニかゝる所ある事ハ何事ニ於ても尚拙者の

滞英を [illegible]
の[illegible]
[illegible]

[illegible]

T. YOSHII.

御笑覧を煩せ候に付 願くハ此書面御一読を乞ふ [illegible]

の [illegible] 電報にて御願の儀ハ欧洲各国 也

[illegible] 御指揮 [illegible] 難有 [illegible]

[illegible] 希望を具へ [illegible] 聴許

[illegible] 敬具

四十三年十一月一日

在巴里 吉井友兄

総裁 松尾臣善殿

[illegible] 事ハ英国方面電訓ニ依り [illegible] 当地出向ニ係り

[illegible] 御指揮 [illegible]

[illegible] 英国 [illegible] 書 [illegible]

[illegible] 事 [illegible] 英国書 [illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]